

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業公募要領

令和8年3月11日決裁

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業実施要領（令和8年3月11日決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、事業を実施する希望のある事業実施主体は、事業参加者（実施要領第2による）の計画を取りまとめの上、以下のとおり応募してください。

1 事業実施主体

本事業に応募できる事業実施主体は次のとおりです（実施要領第2）。

- (1) 市町村
- (2) 農業協同組合
- (3) 地域農業再生協議会

2 応募方法

(1) 提出書類

- ・【事業実施主体作成分】（別紙様式）「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業の実施要望について」
実施要領様式第2号別添1, 2、事業参加者総括表1, 2
- ・【事業参加者（生産者）作成分】様式第1号別添1（全事業参加者の計画書）及び添付資料（カタログ、参考見積書等）

(2) 送付先

各農林振興センターへメールで送付してください（別紙参照）。

(3) 受付期間

締め切り 令和8年5月22日（金）17：00まで（必着）

3 予算配分通知

実施要望の内容を確認後、各事業実施主体あてに予算の配分を通知します。

なお、要望額が県予算額を超過した場合、実施要領第2別表6配分基準に基づき、配慮すべき事項への取組数が多い事業参加者から配分いたします。

予算配分の通知後、事業実施要領第4に基づく事業実施計画書を提出してください。

4 事業推進費の先行計画申請について

事業全体の交付申請前に事業推進費を必要とする場合、本公募要領による要望提出とは別に、事業推進費に係る部分のみ先行して計画申請できるものとします。次のとおり申請してください。

(1) 提出書類

実施要領様式第2号及び実施要領様式第2号別添1, 2（事業推進費に係る部分のみ記入）

(2) 送付先

各農林振興センターへメールで送付してください。

(3) 受付期間

第1回締め切り 令和8年3月19日（木）まで

第2回締め切り 令和8年4月15日（水）まで

(4) 上限額

全体の事業申請額が確定前の段階となりますので、先行計画申請においての事業推進費の上限はないものとします。ただし、後に全体の事業が費確定した際に、県費の2%を超えた部分については補助対象外となりますのでご注意ください。

(5) 留意事項

先行計画申請を行った場合でも、事業推進費以外の事業の応募は「2の応募方法」に基づいて行ってください。

(6) 繰越承認申請について

令和7年度に先行計画分の交付決定を受けた場合、繰越申請が必要です。繰越手続きについては別途連絡します。

5 問い合わせ先

県農林部生産振興課 総務・野菜担当 平野・畠山

メール：a4130-01@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-4142

(別紙様式)

文書番号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業の実施要望について

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業公募要領（令和8年3月11日決裁）の2に基づき、関係書類を添えて実施要望を提出します。